

○松塩地区広域施設組合サイバーセキュリティを確保するための方針

令和8年3月31日

訓令甲第1号

松塩地区広域施設組合管理者、松塩地区広域施設組合公平委員会、松塩地区広域施設組合監査委員及び松塩地区広域施設組合議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として、松塩地区広域施設組合サイバーセキュリティを確保するための方針を共同で定める。

（目的）

第1条 この方針は、松塩地区広域施設組合（以下「組合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、組合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第2条 前条に規定する事項については、松本市情報セキュリティ対策基本要綱（平成16年訓令甲第1号）を準用する。この場合「市民」とあるのは「構成市村住民」、「本市」とあるのは「本組合」、「市政」とあるのは「組合」、第2条第2号中「松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）第2条第2項」とあるのは「松塩地区広域施設組合情報公開条例（平成23年条例第1号）第2条第2項」、同条第4号中「行政情報」とあるのは「組合情報」、同条第6号中「松本市職員定数条例（昭和31年条例第15号）第1条」とあるのは「松塩地区広域施設組合職員定数条例（昭和47年条例第3号）第1条」、第3条第2号中「職員及び委託事業者」とあるのは「職員、公平委員会、監査委員、議会及び委託事業者」、第5条中「松本市最高デジタル責任者等設置要綱（平成27年告示第101号）の規定に基づき設置する最高デジタル責任者」とあるのは「管理者の属する市村の副管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。